

メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する 官民連携会議の設置について

令和4年11月21日
内閣府知的財産戦略推進事務局

1. 趣 旨

メタバースの発展に伴う仮想空間上のコンテンツ創作・利用等をめぐる新たな動向にかんがみ、それらがもたらす新たな法的課題に対応するため、民間関係者、有識者、政府関係者等による連携会議（以下「官民連携会議」という。）を設置し、課題把握及び論点整理を行うとともに、必要に応じて官民一体となったルール整備等を推進する。

2. 名 称

官民連携会議の名称は、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」とする。

3. 活動内容

官民連携会議においては、メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応を推進するよう、以下の活動を行う。

- ① 新たな法的課題の把握及び論点の整理
- ② 官民一体となったルール整備（ソフトローによる対応を含む）の必要性等に関する検討
- ③ 国際的なルール形成の動きへの対応
- ④ その他

4. 構 成

(1) 官民連携会議は、次に掲げる者であって、新たな法的課題への対応に取り組み、又はそれらに関し識見を有するものをもって構成員とする。

- ① 民間事業者等又はそれらの団体の関係者
- ② 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者
- ③ 関係府省庁の担当者
- ④ その他

(2) 官民連携会議に座長及び副座長を置く。

5. 分科会

官民連携会議は、特定課題の調査・検討その他の活動を行うため、構成員の一部による分科会を設置することができる。

6. その他

(1) 官民連携会議の庶務は、関係省庁、関係団体等の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

(2) この決定に定めるもののほか、官民連携会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。